

「物価高対応子育て応援手当」について

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

○支給の対象となる児童

1. 令和7年9月分の児童手当の対象児童
2. 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

○支給額

対象児童1人につき2万円

○手当を受け取る人、申請手続き *町民に限ります。

1. 町から児童手当を受給されている方、未受給でも認定請求が済んでいる方

→申請は不要です。（児童手当の指定口座へ振り込みます）

→対象者には、町から「子育て応援手当の給付についてのお知らせ」が届きます。

2. 公務員（国・県・警察・消防・学校・役場職員）

→申請が必要です。（申請先は役場保健福祉課福祉係）

→それぞれの勤務先にて手続きをご確認ください。

申請受付期間：令和8年2月2日～令和8年3月14日

3. 令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童がいる方

→申請が必要です。（申請先は役場保健福祉課福祉係）

→出生届の際に役場総務課住民係よりご案内します。

申請受付期間：令和8年2月2日～令和8年3月31日

：出生が3月末の場合は、出生後2週間以内が期限となります。

○支給予定時期

- 支給の時期は、申請不要な方は2月10日、申請が必要な方は2月以降、順次です。

○注意

- 手続きに関して、町や国がATMの操作や手数料の振込を求めることがありません。不審な連絡は警察又は下記までご相談ください。

問い合わせ・申請先

785-0612 植原町川西路2320-1 植原町役場保健福祉課福祉係
電話 65-1170 (IP電話は番号の前に**) 時間 8:30～17:15 (土日祝を除く)